

お客様 各位

淡陽信用組合

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

～「振り込め詐欺」からお客さまをお守りするために～

いつも淡陽信用組合をご利用いただきありがとうございます。

近年、オレオレ詐欺や還付金詐欺などの振り込め詐欺の被害が全国的に多発しています。特に、「キャッシュカードによる振込」に不慣れなご年配のお客さまを ATM コーナーに誘導し、ご預金を振り込ませる手口による被害が急増している状況です。

当組合では、振り込め詐欺被害を未然に防止するための対応といたしまして、下記のとおり、キャッシュカードの振込機能の利用を一部制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪者からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

平成 29 年 12 月 31 日現在で **70 歳以上**の個人のお客さまのうち、**過去 3 年以上**当組合キャッシュカードを利用した ATM でのお振込みをされたことがないお客さま
※今後は毎年 3 月 31 日現在で上記の条件となるお客さまといたします。

2. 利用制限の内容

対象となるお客さまについては、振込限度額を **1,000 円**とし、1,000 円を超える ATM からのキャッシュカードによるお振込みを制限させていただきます。

3. 利用制限開始日

平成 30 年 1 月 23 日（火）より

4. 上記お客様がキャッシュカードによる振込限度額の変更を希望される場合

平日の営業時間内に当組合お取引店へお申し付けください。

ご本人さま確認のうえ、振込限度額を変更させていただきます。

[ご持参いただくもの]

お届け印

キャッシュカード

本人確認書類

5. キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおりご利用いただけます。

以 上